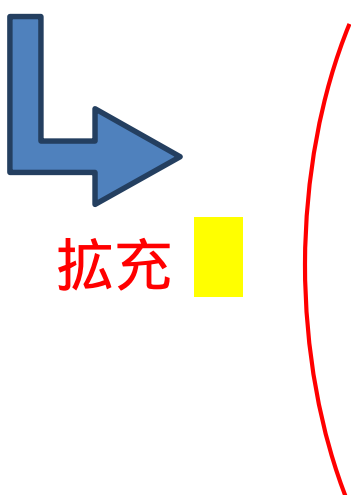


## 中小企業等経営強化法による課税標準の特例措置について

平成 28 年度税制改正において、**中小企業者等<sup>(注)</sup>**が、中小企業等経営強化法の施行の日（平成 28 年 7 月 1 日）から平成 31 年 3 月 31 日までの間に認定経営力向上計画に基づき新たに取得した一定の機械及び装置について、固定資産税の時限的な特例措置（課税標準額を最初の 3 年間 2 分の 1）が創設されました。

平成 29 年度税制改正では、平成 28 年度に創設された特例措置に、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に**中小企業者等<sup>(注)</sup>**が認定経営力向上計画に基づき新たに取得した**一定の器具備品、建物付属設備、検査工具・測定工具<sup>( )</sup>**について固定資産税の特例措置（課税標準額を最初の 3 年間 2 分の 1）が追加され、対象資産が拡充されました。

中小企業経営力強化法の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

取得時期	平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
法令	地方税法附則第 15 条 46 項（改正前）	地方税法附則第 15 条第 43 項（改正後）
特例措置	取得した年の翌課税年度から <b>3 年間</b> 当該資産の課税標準額を <b>2 分の 1</b> にする	
対象資産（それぞれ全てを満たすもの）	<p>生産性が旧モデル比年平均 1 % 以上向上するもの</p> <p>機械及び装置 （ 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上で発売開始から 10 年以内のもの）</p> 	<p>生産性が旧モデル比年平均 1 % 以上向上するもの</p> <p>機械及び装置 （ 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上で発売開始から 10 年以内のもの）</p> <p>器具備品 （ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上で発売開始から 6 年以内のもの）</p> <p>建物付属設備 （一の取得価額が 60 万円以上で発売開始から 14 年以内のもの）</p> <p>検査工具・測定工具 （ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上で発売開始から 5 年以内のもの）</p>
対象業種	全国・全業種対象	最低賃金が全国平均未満の地域（沖縄県はここに含まれます）は、全ての業種

## 申告について

特例措置を受けるためには、申請が必要です。償却資産申告書の提出の際、下記の書類の写しを提出してください。

### 経営力強化設備の特例措置を受ける際の必要書類

- 1 経営力向上計画の申請書及び認定書の写し
- 2 工業会等による中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様書等証明書の写し

申請者がリース会社の場合は、以下の3、4も提出してください。

- 3 リース契約書の写し
- 4 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

### 参考：特例の対象となる資産のイメージ

- ・セルフレジ
- ・ルームエアコン
- ・冷蔵陳列棚
- ・業務用冷蔵庫
- ・介護用アシストスーツ
- ・介護浴槽
- ・高圧受変電設備
- ・ブレーキスピードテスター
- ・理美容機器
- ・サーバー
- ・三次元座標測定機
- ・自己所有でない建物に設置した空調機器などの建物附属設備
- その他...

**(注)** 「中小企業者等」とは、以下 a b c のいずれかに該当する、租税特別措置法に規定する中小企業者又は中小事業者をいう。

- a 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- b 資本もしくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人
- c 常時使用する従業員の数が1000人以下の個人

ただし、次の法人はたとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- 大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

## 注意事項

当該償却資産を取得した年の12月31日までに経営力向上計画の認定がなされていない場合、特例が一年度分受けられなくなりますのでご注意ください。

### ～ 償却資産の申告に関するお問い合わせ先 ～

那覇市役所 企画財務部 資産税課 償却資産グループ

電話 098-862-5320（内線2177）

FAX 098-861-1297